

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和2年5月14日理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和2年5月29日

京都府農業共済組合

代表監事	成 房 智 治
監 事	新 谷 定 雄
監 事	山 口 忠 司